

## 京都教育大学人事委員会規程

平成16年 4月 1日 制定  
令和 5年 6月 23日 最終改正

(設置)

**第1条** 京都教育大学教育学部・教育学研究科教授会規程第8条の規定に基づき、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、教授会構成員の互選により選出された教授4名をもって組織し、学長が委嘱する。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、引き続き再選されることができない。

(所掌事項)

**第4条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 大学教員の採用及び昇任に関する事項
- 二 大学教員の資格に関する事項
- 三 名誉教授の選考に関する事項
- 四 その他大学教員の人事に関する事項

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(副委員長)

**第6条** 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

**第7条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ学長に連絡しなければならない。学長は、委員会に出席するのを原則とする。

(関係教員の意見の聴取)

**第8条** 委員会は、第4条第一号及び第四号に掲げる事項を審査するときは、当該学科、センター又は学校臨床力高度化系の教員の出席を求め、その意見を聴取しなければならない。

(資格審査に関する会議)

**第9条** 委員会は、第4条第二号に掲げる事項を審査するときは、資格審査に関する会議を設けるものとする。

2 資格審査に関する会議に関する規程は、別に定める。

(運営)

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の審査手続及び運営に関し必要な事項は、委員会の議により定める。

(事務)

**第11条** 委員会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年規程第2号)

1 この規程は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 削 除

**附 則** (令和5年規程第6号)

この規程は、令和5年6月23日から施行する。